

地方分権改革推進に関する決議

——— 地方自治の確立と地方交付税の総額確保 ———

平成18年11月27日

地 方 六 団 体
(地方自治確立対策協議会)

地 方 分 権 推 進 連 盟

地方分権改革推進に関する決議

—— 地方自治の確立と地方交付税の総額確保 ——

地方の活力なくして国の活力はない。地方力を活かして地域を活性化させ、中央と地方の格差を是正し、国と地方が力を合わせて日本の活力を創っていかねばならない。そのためには、地方分権改革の推進により地方の自己決定権を確立することが不可欠である。

地方六団体では、次の地方分権改革を加速させるため、本年6月に、12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使し、新地方分権推進法の制定をはじめとする7つの提言を取りまとめ、内閣と国会に対し、意見書として提出した。

地方の要請に応え、今国会に「地方分権改革推進法案」が提出されたことは、第二期地方分権改革に向けた確かな一歩が踏み出されたものと評価する。

我々地方六団体は、国会で活発な議論が行われ、地方分権改革の機運が高まり本法案が今国会で成立することを強く望むものである。

地方交付税について、「基本方針2006」では、法定率を堅持し、地方の財政収支の状況等を踏まえ適切に対処するとされた。

にも拘わらず、国においては、平成19年度の地方財政は税収増により、財源不足が解消し、財源余剰が発生することが見込まれるとして、地方交付税を特例的に減額し、国の財政再建に使うとする動きがある。

しかし、地方財政は、平成18年度において8.7兆円もの財源不足が生じており、さらに、5.3兆円もの交付税特別会計の借入金も償還していかなければならない。財源余剰が生じるという議論の前提そのものが間違っている。

地方はこれまで、市町村合併などの行財政改革に懸命に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。地方の努力の成果を国の財政再建に利用するのではなく、地方財政の健全化、中央と地方の格差是正、地方の活力の創出に振り向けるべきであり、地方交付税の削減は、到底容認できるものではない。

我々は、以下の事項の実現を強く要請し、真の地方自治確立に向け、一致団結し、改革を力強く推進していくことを決議する。

1 第二期地方分権改革の推進

- (1) 「地方分権改革推進法」の今国会成立
第二期地方分権改革の出発点となる「地方分権改革推進法」を今国会で成立させること。

(2) 一体的な地方分権改革の推進

次の改革を一体的に進め、真の地方分権改革の実現を図ること。

- ① 国と地方の役割分担の見直しと権限の移譲
地方分権の理念に沿って、**国と地方の役割分担について大胆に見直しを行い、それに応じて、国から地方への事務事業及び権限の移譲を進めること。**

- ② 税源移譲を含めた地方税財源の充実強化
自立した地域をつくるためには、国から地方への税源移譲等により、地方の財政基盤を確立することが不可欠であり、**国税と地方税の税源配分を5：5とすること。**
その際、地域偏在性の少ない地方税体系とした上で、税源の乏しい団体に適切な配慮をすること。

- ③ 地方共有税の早期具体化
地方交付税について、名称の変更（「地方共有税」）・国の特別会計に直接繰り入れる等の見直しを行うことにより、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

- ④ 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化
地方の自己決定、自己責任の原則を確立するため、**国による関与、義務付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の削減を積極的に進めること。**
あわせて関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行うことにより、**国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。**

- ⑤ 内政の政策立案等に関する地方の参画の推進
地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、**地方の意見が反映される仕組み（「（仮）地方行財政会議」）を構築すること。**
また、地方の参画という観点から、**「地方分権改革推進委員会」の委員の選任にあたっては、地方の意見を反映させるとともに、「地方分権改革推進計画」の作成に際しては、地方と事前に十分な協議を行うこと。**

2 地方交付税の総額確保

国の財政再建のための一方的な地方交付税の削減は断じて受け入れられない。**現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。**

また、財源保障機能及び財源調整機能を確保し、各地方自治体の多様な行政需要に適切に対応すること。

地方が歳出削減に懸命に努力しても、国の財政収支の改善に使われるのみでは、地方の頑張りは何ら報われない。**地方の頑張りの成果を地方財政の健全化や意欲ある地域づくりの取り組みに活用すべきである。**

3 公営企業金融公庫廃止後の新組織に対する適切な措置

上・下水道、交通、病院など住民生活に不可欠な社会資本の整備に要する長期・低利の資金を安定的に確保する仕組みは今後とも必要であり、以下の事項の実現を図ること。

- (1) 公営企業金融公庫廃止後の新組織は、**地方共同法人として特別法に基づき設立**すること。
- (2) 新組織が、その機能を十分に果たしていくため、地方自治体の負担により形成された**現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）の全額を承継**すること。
- (3) 新組織は、専ら地方自治体のための資金調達等を行うものであり、**法人税等の非課税措置**を講ずること。

平成18年11月27日

地 方 六 団 体

(地方自治確立対策協議会)

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会

地方分権推進連盟